

気象に関する警報発令時等における 生徒の登校時刻について

昭和学院中学校・高等学校

生徒登下校時に関する規定（生徒手帳－ P.15 または P.16）

〈気象に関する警報発令時への対応〉

午前6時現在で、千葉県全域あるいは千葉県北西部（千葉中央
印旛・東葛）に、**暴風**または**大雨（大雪）**警報が出ている場合

- 1) 午前 8時までに警報が解除された時は、第③時限より授業を実施する。
 - 2) 午前10時までに警報が解除された時は、第⑤時限より授業を実施する。
 - 3) 午前10時までに警報が解除されない時は、休業とする。
- * ③時限または⑤時限より授業を実施する場合、学校では、お弁当の注文ができないので**必ず昼食を持参**すること。

- ・ 上記以外の警報の時は、平常通り授業を行う。
- ・ 注意報の場合は、平常通り授業を行う。
ただし、地域により登校できにくい場合は、事故のないよう気を付けて登校すること。
- ・ 台風や交通機関の乱れ等により登校できなかつたり、または遅刻した場合は、欠席や遅刻の扱いはしない。

警報発令等の確認方法

- ・ 気象庁の H.P. <http://www.jma.go.jp/jp/warn/>
『気象警報・注意報：千葉県』より警報を確認する。
〈注意〉必ず、ブラウザの**更新ボタン**で**最新の情報**を表示させること。

以 上